



論点整理

第三章 多様な子供たちを包摂する、柔軟な教育課程の在り方 ④

不登校児童・生徒の教育課程

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討すべき（「学びの多様化学校」とは別途新設）



対象となる児童・生徒

- ◆ 年間 30 日以上の欠席を一つの参考としつつ、具体の判断は学校や教育委員会が児童・生徒の実態等を踏まえ総合的に行う方向で、具体の運用を検討すべき
- ◆ 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性^{がいぜん}が高いと考えられる場合等も対象になり得る方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）

特別の教育課程の内容・授業時数

- ◆ 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）
- ◆ 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配慮しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

特別の教育課程が実施される場所

- ◆ 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で実施されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けることとしつつ、具体の運用を検討すべき

学習評価等

- ◆ 指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- ◆ 高校入試での特別の教育課程に基づく学習評価等の取扱いを検討すべき